



佐賀県公報

平成18年
3月31日
(金曜日)
号外第14号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 佐賀県射撃研修センターの使用料の徴収事務の委託 (二五八・生産者支援課) 一
- 佐賀県営住宅及び駐車場の使用料の収納事務の委託 (二五九・建築住宅課) 一
- 佐賀県緑化センターの施設使用料の徴収事務の委託 (二六〇・森林整備課) 二
- 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の変更 (二六一・財務課) 二
- 地方公共団体組織認証基盤におけるアプリケーション認証局が発行する自己署名証明書フィンガープリント (情報・業務改革課) 二
- 教育委員会事項
- 指定技能教育施設の名称の変更 (告示・七) 三
- 佐賀県文化財の指定 ("・八) 三
- 佐賀県文化財の追加指定 ("・九) 三

○告示

◎佐賀県告示第二百五十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、佐賀県射撃研修センターの使用料の徴収事務を平成十八年四月一日から次のとおり委託する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

- 一 受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 佐賀県総合射撃推進協会

代表者の氏名 代表 山田 巖

主たる事務所の所在地 佐賀県鳥栖市本鳥栖町三三一番地六

二 使用料の徴収場所

佐賀県射撃研修センター

◎佐賀県告示第二百五十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、佐賀県営住宅及び駐車場の使用料の収納の事務を平成十八年四月一日から次のとおり委託する。

なお、佐賀県営住宅及び駐車場の使用料の収納の事務の委託(平成十四年佐賀県告示第百六十五号)は、平成十八年三月三十一日限り廃止する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一 鳥栖土木事務所管内以外に所在する県営住宅及び駐車場の使用に係る収納の事務

(一) 受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 佐賀県住宅供給公社

代表者の氏名 理事長 川上 義幸

主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目六番五号

(二) 委託事務の内容

次に掲げる使用料の直接収納

鳥栖土木事務所管内以外に所在する県営住宅の使用料

佐賀土木事務所及び唐津土木事務所管内に所在する県営住宅の駐車場の使用料

(三) 使用料の収納場所

佐賀県佐賀市城内一丁目六番五号

佐賀県住宅供給公社

二 鳥栖土木事務所管内に所在する県営住宅の使用料に係る収納の事務

(一) 名称 マベック・松尾建設共同企業体

代表者の氏名 株式会社マベック 代表取締役 伊藤 常文

主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市新中町十一番十八号

(二) 委託事務の内容

次に掲げる使用料の直接収納

鳥栖土木事務所管内に所在する県営住宅の使用料

(三) 使用料の収納場所

佐賀県鳥栖市元町一二三四番地一

マベック・松尾建設共同企業体鳥栖管理室

●佐賀県告示第二百六十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、佐賀県緑化センターの施設使用料の徴収事務を平成十八年四月一日から次のとおり委託する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 財団法人佐賀県緑化流通センター

所在地 佐賀市高木瀬町大字東高木七百六十四番地一

代表者の氏名 理事長 富安 正彦

二 使用料の徴収場所

佐賀県緑化センター

●佐賀県告示第二百六十一号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の増加

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に堺市を加える。

二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「静岡市」の下に「堺市」を加える。

附 則

この規約は、平成十八年四月一日から施行する。

○ 公 告

地方公共団体組織認証基盤におけるアプリケーション認証局が発行する自己署名証明書のフロッガープリントを次のとおり公告する。

平成18年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

地方公共団体組織認証基盤におけるアプリケーション認証局が発行する自己署名証明書に関し、下の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフロッガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フロッガープリント
SHA-1	489E A1D5 21F8 9C45 4617 66E4 CC7D AD05 7725 A318

注 SHA-1により算出したフロッガープリントは、40桁の16進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組合せで示される。

なお、フーンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

○ 教育委員会事項

●佐賀県教育委員会告示第七号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定により、指定技能教育施設の設置者から次のとおり当該指定技能教育施設の名称を変更する旨の届出があった。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

新		所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新		
九州国際高等学校	九州国際高等学園	佐賀市神野東一丁目九番三二号	平成一八・四・一
専門学校	九州国際情報ビジネス		

●佐賀県教育委員会告示第八号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第四条第一項の規定により、佐賀県重要文化財として次の一のとおり指定し、同条例第三十条第一項の規定により、佐賀県天然記念物として次の二のとおり指定する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

一 佐賀県重要文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第二百五号	佐賀県重要文化財 (彫刻)	木造十一面観音菩薩立像	一躯	三養基郡基山町大字園部三六二八番地 大興善寺	大興善寺
重第二百六号	佐賀県重要文化財 (工芸品)	色絵群馬文変形皿	十枚	西松浦郡有田町戸杓乙三二〇〇番地一 佐賀県立九州陶磁文化館	佐賀県立九州陶磁文化館
重第二百七号	佐賀県重要文化財 (考古資料)	十三塚遺跡出土鏡 方格規矩鳥文鏡 夔鳳鏡 附 鉄製刀子	二面 一面 一面 一点	佐賀市城内一丁目一五番二三号 佐賀県立博物館	佐賀県立博物館

二 佐賀県天然記念物

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
記第二十二号	佐賀県天然記念物 (植物)	早里のイスノキ	一株	伊万里市瀬戸町字早里二六六七番地一	犬塚邦康 松尾哲昭

●佐賀県教育委員会告示第九号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる佐賀県重要文化財に中欄に掲げる文化財を追加して指定するとともに、その名称及び員数を改めて同表下欄に掲げるとおりとする。

平成十八年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

佐賀県重要文化財

上 欄		中 欄	下 欄	
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	名称及び員数	所在地
土生遺跡出土銅鉈鑄型 一箇 附 一、弥生土器 十三点 一、土製紡錘車 一点	平成十一年佐賀県教育委員会告示第四号	土生遺跡群出土 青銅器鑄型 八点	土生遺跡群出土青銅器鑄型 九点 附 弥生土器 十三点 土製紡錘車 一点	小城市小城町一五八番地四 小城市立歴史資料館
				小城市教育委員会

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷